

平成 19 年 7 月 18 日

各 位

会 社 名 シダックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 志太 勤一
(JASDAQ コード番号 4837)
問合せ先 執行役員 経理財務本部長 兼 IR 担当
宮川 聡男
(TEL. 03-5784-8909)

発行価格及び売出価格等の決定に関するお知らせ

平成 19 年 7 月 9 日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行及び当社株式売出しに関し、発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行(一般募集)

(1) 発行価格	1 株につき	87,494 円
(2) 発行価格の総額		3,499,760,000 円
(3) 払込金額	1 株につき	82,984 円
(4) 払込金額の総額		3,319,360,000 円
(5) 増加する資本金の額		1,659,680,000 円
(6) 増加する資本準備金の額		1,659,680,000 円
(7) 申込期間	平成 19 年 7 月 19 日(木)～平成 19 年 7 月 23 日(月)	
(8) 払込期日	平成 19 年 7 月 26 日(木)	

(注)引受人は払込金額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

2. 当社株式の売出し(オーバアロットメントによる売出し) (下記<ご参考>2.をご参照ください。)

(1) 売出株式数		5,000 株
(2) 売出価格	1 株につき	87,494 円
(3) 売出価格の総額		437,470,000 円
(4) 申込期間	平成 19 年 7 月 19 日(木)～平成 19 年 7 月 23 日(月)	
(5) 受渡期日	平成 19 年 7 月 27 日(金)	

3. 第三者割当による新株式発行 (下記<ご参考>2.をご参照ください。)

(1) 払込金額	1 株につき	82,984 円
(2) 払込金額の総額(上限)		414,920,000 円
(3) 増加する資本金の額(上限)		207,460,000 円
(4) 増加する資本準備金の額(上限)		207,460,000 円
(5) 申込期間	平成 19 年 8 月 8 日(水)	
(6) 払込期日	平成 19 年 8 月 9 日(木)	

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. 発行価格(募集価格)及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成19年7月18日(水)	90,200円
(2) ディスカウント率		3.00%

2. オーバーアロットメントによる売出株式数及び第三者割当による発行新株式数について

上記「2.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式5,000株(以下、「貸借株式」という。)の売出しであります。

これに関連して、当社は平成19年7月9日(月)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券エスエムビーシー株式会社が割当先とする当社普通株式5,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を平成19年8月9日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年7月19日(木)から平成19年7月23日(月)までの間、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式を貸借株式の返還に充当することがあります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、平成19年7月24日(火)から平成19年8月7日(火)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(5,000株)を上限として、株式会社ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券エスエムビーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、大和証券エスエムビーシー株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(5,000株)から上記の両取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

そのため本件第三者割当増資における発行新株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行新株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

3. 調達資金の使途

今回の一般募集による手取概算額3,293,360千円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限410,920千円と合わせて、全額を借入金返済資金に充当する予定であります。

当社は、平成19年1月29日開催の取締役会決議に基づき、大新東株式会社株式に対する公開買付けを実施し、その結果、平成19年3月22日付で同社の議決権の52.64%にあたる49,220,500株(19,195,995千円)の株式を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。上記借入金は、当該取得資金に充当するために借入れたものの一部であります。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。